

社会保険ひらしま

第22号

- 年頭のごあいさつ
- 令和7年10月1日より19歳以上23歳未満の方の被扶養者認定における年間収入要件が変更されました！
- 電子申請が始まります
- 「医療費のお知らせ」をお送りします
- 上手な医療のかかり方
- 社会保険労務士会からのお知らせ
- 社会保険協会からのお知らせ
- 令和7年度 年金委員・健康保険委員功労者表彰式が行われました



高谷山の雲海と日の出

「年頭のごあいさつ」

謹んで新年のご祝詞を申し上げます。

会員の皆様には、お健やかに新春をお迎えのことと、心よりお慶び申し上げます。

旧年中は、広島県社会保険協会の事業運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年は、各地で紛争や経済不安など、国際情勢の不安定化が一層深まる中、国内では観測史上最も暑い夏を経験するなど、地球規模での気候変動の影響が続きました。そのような中で開催された大阪・関西万博では、「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに、持続可能で安心して暮らせる社会づくりへの関心が高まりました。広島県においても、平和の発信拠点としての取組に加え、広島駅周辺の再開発など地域の活性化が着実に進んでいます。

社会保険制度に目を向けますと、2025年は、5年に一度の財政検証を踏まえた公的年金制度の見直しが実施され、健康保険・厚生年金保険の適用拡大や、高齢期における多様な働き方への対応が進んだ一年となりました。当協会では、こうした制度改正の動向をはじめ、社会保険制度全般に関する情報をわかりやすくお伝えするため、説明会の開催や広報活動など、さまざまな取組を通じて、会員の皆様の理解促進に努めてまいりました。

当協会は、2026年も引き続き、事業のさらなる充実に努めてまいります。各種講座・セミナーの開催、保健施設の利用促進、制度改正に関する情報提供など、会員の皆様の健康保持と福利増進に資する事業を着実に推進するとともに、皆様の声に耳を傾けながら、より一層の事業展開を図るべく、努力を重ねてまいります。

「丙午（ひのえうま）」の年は、情熱をもって挑戦することで成果を実らせる年ともいわれます。皆様が益々のご発展を遂げられ、笑顔あふれる一年となりますよう、心より祈念申し上げます。

結びに、会員の皆様のご健勝とご多幸をお祈り申し上げ、新年のご挨拶といたします。



一般財団法人 広島県社会保険協会
会長 黒木正純

明けましておめでとうございます。

事業主の皆様、被保険者の皆様におかれましては、平素から公的年金事業の運営に対しまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

日本年金機構は、無年金低年金の発生を防止し、正確に給付するための基幹業務の推進、お客様サービスの向上を通じ、国民生活の安心と安定を確保するための社会経済インフラとしての役割を果たすことを使命として取組を進めています。

昨年は、組織目標を「挑戦と改革—お客様サービスの一層の向上のためデジタル化を推進—」とし、目標達成に向け、「業務処理のオンライン化の推進」、「お客様チャネルの再構築」、「基幹業務の更なる推進」、「柔軟で多様な働き方の実現」を重点取組施策として取り組んでまいりました。特に、国民年金保険料の納付率は、年金制度と当機構に対する信頼のパロメーターと位置付けておりますが、現年度納付率は13年連続、最終納付率は12年連続で上昇しています。また、基幹業務の軸である適用、徴収、相談給付についても着実に成果を重ねてきております。

本年は、本来の基幹業務に加え、令和7年年金制度改正における一部の項目（在職高齢年金制度の見直し等）の施行開始、また高齢年金の請求件数の増加が見込まれていますが、「制度を実務に」という基本コンセプトの下、当機構の使命を果たすべく適切な対応に努めてまいりますので、引き続きのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

皆様方の益々のご発展とご活躍を祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。



日本年金機構中国地域代表年金事務所
広島東年金事務所 所長 松原利幸

明けましておめでとうございます。

皆様におかれましては、平素より協会けんぽの事業運営に対しまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、協会けんぽでは「けんぽDX」という大構想が本年1月よりスタートを切ります。

この「けんぽDX」の中で柱となるのが、「電子申請」と「けんぽアプリ」です。

まず、「電子申請」は1月13日からマイナンバーカードをお持ちの加入者の皆様等でご利用いただけるようになります。協会けんぽに申請していただくほぼ全ての申請が対象となるため、ペーパーレス化や電子申請サービス上での申請後の審査状況が可能となるなど、加入者の皆様の利便性が大幅に向上します。

また、「けんぽアプリ」は、加入者4,000万人の日々の健康を支える新しい入口として、1月26日よりリリースを予定しております。加入者の皆様と協会けんぽの距離を更に近づけ、皆様のより一層の健康増進に向けたお役に立つツールになると考えております。リリース直後は健康情報の発信がメインとなりますが、将来的には利用者双方間に繋がることで、日々の健康を見守り、健康寿命の延伸を支えるナショナルプラットフォームを目指し、段階的に機能拡充を行ってまいります。ぜひ、「電子申請」及び「けんぽアプリ」をご活用ください。

本年も、職員一丸となって皆様の健康づくりのお手伝いをさせていただきますので、引き続きご協力とご支援を賜りますよう、よろしくようお願い申し上げます。

皆様のご健康とご多幸をお祈り申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。



全国健康保険協会広島支部
支部長 松原真児

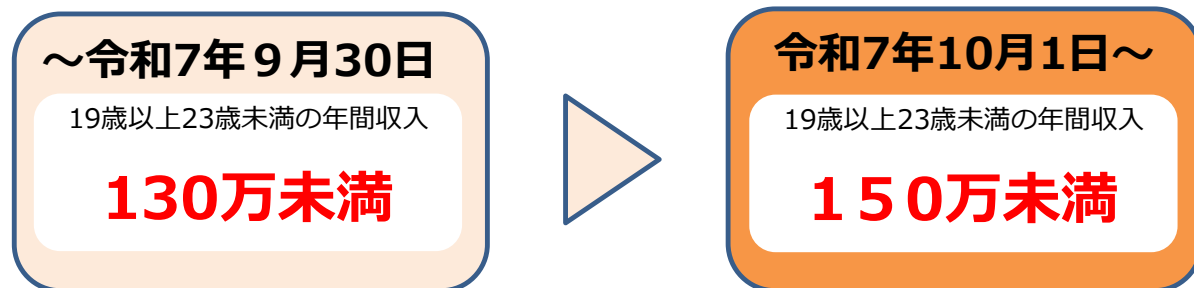
日本年金機構からのお知らせ

令和7年10月1日より19歳以上23歳未満の方の被扶養者認定における年間収入要件が変更されました！

令和7年度税制改正において、現下の厳しい人手不足の状況における就業調整対策等の観点から、19歳以上23歳未満の親族等を扶養する場合における特定扶養控除の要件の見直しが行われました。これを踏まえ、扶養認定を受ける方（被保険者の配偶者を除く。）が19歳以上23歳未満である場合の年間収入要件の取り扱いが令和7年10月1日より変更となっております。

被扶養者認定における年間収入要件について

扶養認定日が**令和7年10月1日以降**は、扶養認定を受ける方が19歳以上23歳未満の場合（被保険者の配偶者を除く。）、**「年間収入130万円未満」が「年間収入150万円未満」**に変更されました。なお、この「年間収入要件」以外の要件に変更はありません。



扶養認定を受ける方が「19歳以上23歳未満」の場合



年間収入150万円未満および

- ・同居の場合：収入が扶養者（被保険者）の収入の半分未満
- ・別居の場合：収入が扶養者（被保険者）からの仕送り額未満

年齢要件（19歳以上23歳未満）の判定

年齢要件（19歳以上23歳未満）は、扶養認定日が属する年の12月31日時点の年齢で判定します。例えば、扶養認定を受ける方が令和8年1月に19歳の誕生日を迎える場合には、令和8年（暦年）における年間収入要件は150万円未満となります。

留意事項

- ・令和7年10月1日以降の届出で、令和7年10月1日より前の期間について認定する場合、19歳以上23歳未満の被扶養者にかかる年間収入の要件は130万円未満で判定します。
- ・令和7年9月30日以前に扶養認定済みの19歳以上23歳未満の被扶養者については、令和7年10月1日以降は年間収入が150万円以上見込まれる場合に被扶養者の削除（非該当）の届出が必要となります。

 日本年金機構からのお知らせ

Q & A

-19歳以上23歳未満の被扶養者認定についてよくある質問をまとめました-

Q .今回（令和7年10月）の変更は、学生であることは要件ですか。

A .令和7年度税制改正における取り扱いと同様、学生であることの要件は求めません。
あくまでも、年齢によって判断します。

Q .年間収入が150万円未満かどうかの判定は、所得税法上の取り扱いと同様に、過去1年間の収入で判定するのですか。

A .年間収入が150万円未満かどうかの判定は、従来と同様の年間収入の考え方により判定します。
具体的には、認定対象者の過去の収入、現時点の収入または将来の収入の見込みなどから、今後1年間の収入を見込むこととなります。

Q .年齢要件（19歳以上23歳未満）は、いつの時点で判定するのですか。

A .年齢要件（19歳以上23歳未満）は、扶養認定日が属する年の12月31日時点の年齢で判定します。
例えば、N年10月に19歳の誕生日を迎える場合には、N年（暦年）における年間収入要件は150万円未満となります。

<参考>

- ・ N - 1年（18歳の誕生日を迎える年）における年間収入要件は130万円未満。
- ・ N年～N + 3年の間（19歳の誕生日を迎える年から22歳の誕生日を迎える年）における年間収入要件は150万円未満。
- ・ N + 4年（23歳の誕生日を迎える年）以降、60歳に達するまでの間の年間収入要件は130万円未満。

なお、民法（明治29年法律第89号）の期間に関する規定を準用するため、年齢は誕生日の前日において加算します。例えば、誕生日が1月1日である方は、12月31日において年齢が加算されます。

詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。お近くの年金事務所へお問い合わせください。



日本年金機構
Japan Pension Service

<https://www.nenkin.go.jp/>

日本年金機構

検索



全国健康保険協会からのお知らせ 協会けんぽ

令和8年1月13日
スタート!



詳しくは「協会けんぽ 電子申請」
で検索してください。

協会けんぽ 電子申請

検索

電子申請が始まります

令和8年1月13日からオンラインで各種給付金の申請ができる電子申請がスタートします。

「安心」

- システムチェックにより、記載漏れなどのミスが防げます。
- 制度の詳細やよくある質問を画面上で確認しながら入力できるため、正確に申請ができます。

「便利」

- 郵送などにかかっていた手間、時間、費用が削減できます。
- スマホやPCから申請後の処理状況が確認できます。

これからは電子申請がおすすめです!

電子申請対象書類

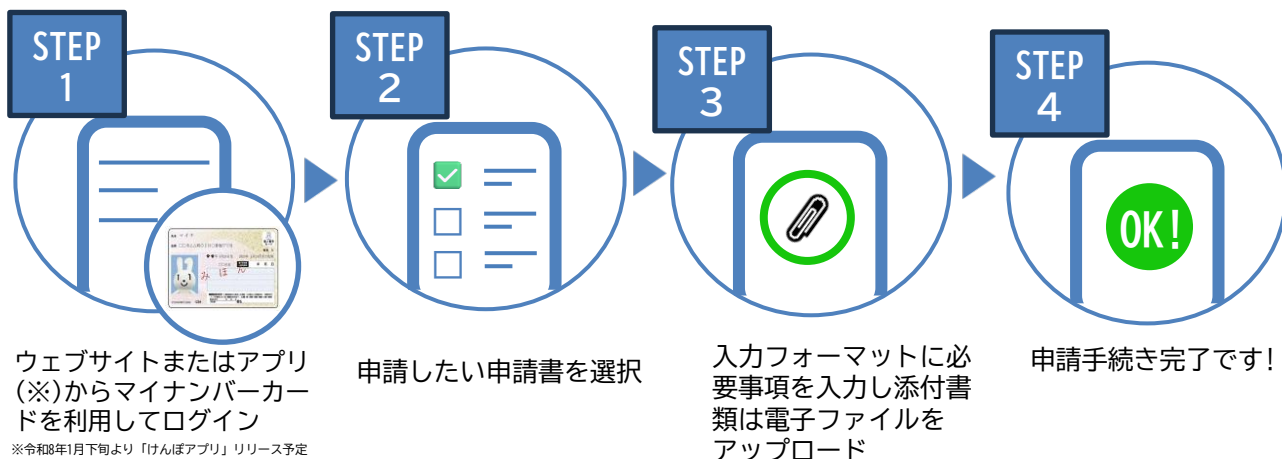
オンラインでほぼすべての申請が可能です。

- | | | |
|--|---|--|
| <input checked="" type="checkbox"/> 傷病手当金支給申請書 | <input checked="" type="checkbox"/> 埋葬料（費）支給申請書 | <input checked="" type="checkbox"/> 特定健康診査受診券（セット券）申請書 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 出産手当金支給申請書 | <input checked="" type="checkbox"/> 療養費支給申請書（立替払等） | <input checked="" type="checkbox"/> 特定保健指導利用券申請書 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 出産育児一時金支給申請書 | <input checked="" type="checkbox"/> 療養費支給申請書（治療用器具） | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 高額療養費支給申請書 | <input checked="" type="checkbox"/> 任意継続資格取得申出書 | |

他

スマホでもPCでも
4ステップでカンタン申請

ご利用可能時間
平日8時～21時



全国健康保険協会からののお知らせ
協会けんぽ

令和8年1月 「医療費のお知らせ」をお送りします

協会けんぽでは、健康保険を使用して診療を受けられた加入者の皆様に、医療費を確認していただき、健康保険事業の健全な運営を図るために、年に一度「医療費のお知らせ」を送付しています。



協会けんぽ広島支部
マスコットキャラクター
健康 かえで

発送時期 令和8年1月 中旬～下旬

対象期間 令和6年9月～令和7年8月診療分

重要なお知らせ



「医療費のお知らせ」の送付につきましては、マイナポータルなどのデジタル化の推進に伴い、今回(令和8年1月)をもって終了させていただきます。医療費情報の確認は、マイナポータルを是非ご利用ください。また、引き続き「医療費のお知らせ」の送付を希望される加入者様については、「医療費のお知らせ依頼書」を加入支部へご郵送いただき、直接加入者様へ送付する予定としています。(事業所単位の送付はお受けできませんので、ご了承ください。)

マイナポータルでのご利用はこちらから▼



広島支部では上手な医療のかかり方の啓発を行っています！

上手な医療のかかり方～マンガ・動画の作成～

協会けんぽではOTC医薬品※の上手な活用と、不要不急の時間外受診を控える等と呼びかけています。

※OTC医薬品とは医師の処方箋がなくても薬局やドラッグストアで買える薬のことを指します

広島支部では、こうした上手な医療のかかり方に関する情報を、より身近に分かりやすく感じていただけるよう、マンガと動画を作成しました！右側の二次元コードからぜひご覧ください！



マンガと動画はこちらから！



イメージ



広島県社会保険労務士会からのお知らせ

広島県最低賃金は令和7年11月1日から **時間額1,085円**です。

この金額は、県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。年齢、性別、雇用形態（常用・臨時・パート・アルバイト等）、支払形態（月給・日給・時間給等）の別を問いません。

また、賃金の引き上げに取り組まれる中小企業・小規模事業者の皆様には、業務改善助成金をはじめとする支援制度の活用が可能です。事業場内の最低賃金を引き上げ、かつ設備投資等を行った事業者には助成が受けられます。

◆詳細はお近くの社会保険労務士、広島労働局にお尋ねください

社労士会紛争解決センター

職場で起きた労使間のトラブルは、労働問題の専門家である社会保険労務士が運営する「社労士会労働紛争解決センター広島」が簡易、迅速、**無料**で解決します。

“国家資格者の
社労士が
解決します”



かいけつサポート

法務大臣認証・厚生労働大臣指定

認定紛争解決サービス

社労士会労働紛争解決センター 広島

お電話は

(082)212-4481

受付時間：月曜日から金曜日までの9:00~17:00まで（12月29日~1月4日、祝日を除く）

ねんきんのご相談・手続きは
街角の年金相談センター予約相談をご利用ください。

予約の申し込みは「予約受付専用電話」へ

《予約受付時間》毎週月曜日~金曜日（祝日を除く）8:30~17:15

0570-05-4890

◎予約の相談希望日の1か月前から前日まで受付しております。

◎ご連絡の際は、基礎年金番号や年金証書をご準備してください。

◎お近くの街角の年金相談センターでも受付しております。

街角の年金相談センター広島

広島市中区橋本町10-10広島インテスビル1F

街角の年金相談センター福山

福山市東桜町1-21エストパルク6F

広島県社会保険協会からのお知らせ

新規入会のご案内

一般財団法人 広島県社会保険協会は、社会保険制度の普及・発展に寄与し、事業主および被保険者とそのご家族の健康や福利厚生向上を目的として、各種行事を行っております。

ご入会いただくと、健康保険や年金等の社会保険に関する広報、参考図書「社会保険事務便覧」の配付、社会保険事務担当者養成講座や各種セミナー、保健施設使用補助、健康づくり等、多くの会員特典が利用できます。未加入の事業所様におかれましては、この機会にぜひご検討ください。



年会費：事業所の被保険者数によって異なります。

詳しくは、当協会のホームページをご覧ください。【HP】<https://www.hiroshima-syahokyo.or.jp>

令和7年度 年金委員・健康保険委員功労者表彰式が開催されました。

令和7年11月12日（水）に「令和7年度年金委員・健康保険委員功労者表彰式」が、広島市内のホテルにおいて開催されました。

年金委員活動及び健康保険委員活動に功績のあった方々に対し、日本年金機構理事長表彰等の伝達式が行われました。

年金委員・健康保険委員は、事業主や従業員とその家族の皆様にも、厚生年金・国民年金、健康保険の適用・給付などの社会保険に関する手続きなどの指導や相談・助言のほか、社会保険制度の周知啓発、健康づくり・健康管理事業などの推進活動を行っています。

なお、受賞された方々は次のとおりです。（敬称略）



令和7年度 表彰者一覧

年金委員

日本年金機構理事長表彰

三浦 保正 地域型年金委員
 諏沢 久敬 池田糖化工業 株式会社
 吉川 義昭 中化テック 株式会社

加藤 博美 福留ハム 株式会社
 唐木 俊夫 ホーコス 株式会社

日本年金機構理事表彰

西本 尚士 広島商工会議所
 舩田 法明 株式会社 キーレックス

井上 義則 株式会社 九動
 河上 崇史 日東粉化工業 株式会社 東城工場

健康保険委員

全国健康保険協会理事長表彰

古川 彩子 廿日市商工会議所
 玉本 義忠 矢野食品 株式会社

大原 一也 東広島商工会議所

全国健康保険協会広島支部長表彰

中谷 光教 株式会社 永和
 吉岡 淳 株式会社 シティプラスチック
 内木 宗史 株式会社 伏光組
 片山 桂造 山陽石油 株式会社
 塩出 久子 社会福祉法人 加茂福祉会 かも・なかよしこども園
 萬城 友美 社会福祉法人 昭和愛育会
 楠 佳代 社会福祉法人 二葉会 千田保育園
 松尾 匡視 中国開発調査 株式会社
 森本 兼正 西川物産株式会社
 森山 美香 丸一倉庫運輸 株式会社
 赤名ひとみ 有限会社 ステップ

山口美穂子 株式会社 熊平製作所
 山崎 大輔 株式会社 ファーマシイ
 佐々木由香 コルベンシュミット 株式会社
 下川 香織 社会福祉法人 桜風会 介護老人福祉施設あいあい
 村上貴代美 社会福祉法人 健生会
 平柿真理子 社会福祉法人 広島厚生事業協会 府中みくまり病院
 神原 伸光 社会福祉法人 睦福祉会
 花井明日美 デジタルソリューション 株式会社
 藤本 優子 美建工業 株式会社
 大藪 有里 八千代工業 株式会社